

此地方防務ニ當テハ之ヲハシ一般住民ノ兵營ニ入ルヲ以テ對
此方關係未熟ノ商兵ノ外出時ノ警戒ノ重ヲ施ス

一 宣傳

一 對軍宣傳

一 宣傳月標(集團要綱ニ於テ)

一 毎週月曜日ノ訓練時間ヲ活用スル外計直助ニ毎週以テ

二 面自治教練ノ中休前夜ノ時間ヲ訓練時數ニ對スル訓練

教育ヲ兼テ實施ス

一 對民衆宣傳

一 機會ヲ得ル毎ニ集團要綱ニ對テ實施ス

第六 自治

一 軍需品獲得ニ値付ニ於テハ左ノ各就ニ據ルモノトス

一 一級ニ九月十五日迄二人免七級ヲ十月上旬迄ニ殘餘ノ月標トシテ進

一 其ノ細部ハ別ニ示ス

一 各隊配當部各隊ニ担任將校一ノ下ニ官一ノ充當シ部各ノ耕作地

狀況ヲ調査シ遺憾ノキヲ期ス

一 農耕督勵班ヲ強化シ軍需品ハ中ニ獲得地甘藷植付面積ノ

擴張ヲ圖ルモノトス

一 軍需品甲ノ獲得ニ當リテハ部各ノ官長 農事實行組合長トシテ連

絡ヲ密ニシ民間トシテ樽俵ヲ避テシムルモノトス

第七 兵器

一 兵器ノ保全ニ關シテハ從前ノ通りトシ益々尊重愛護心ノ昂揚ニ努

ムルモノトス

一 止ニ得ズ 彈藥火具類ヲ使用セシムルトキハ使用二日前迄ニ部

隊長ニ申請スルモノトス

一 兵器ノ修理ハ自隊ニ場 可成此用ニシテハ自隊ニ

一 兵器 彈藥 火具中吸濕發酸ノ物ニシキモノハ地上ニ集積シ日(風)

一 黄色 手榴彈ハ各隊之ヲ取纏メ(合私物奉納 黄色)保管シ
此ノモノハ衛兵所備付トス(警備用トス)

小銃 黄色 一。銃 奉納 黄色 六。銃 手榴彈 一。銃 銃

第八 經理

一 集團要綱第八(經理)ヲ嚴守シルル外特ニ奉納事項 奉納
小銃 奉納事項ヲ強化スルモノトス

金銭

一 民間ニ對スル一口百圓以上ノ支拂ニ於ケルハ切手拂ヲ嚴守
只 貯蓄額ハ集團貯蓄規定ヲ以テシ之ガ嚴守ニ努メ引出ハ
萬キヲ得ザル場合ノ外行ハザルモノトス

夜警

一 夜警軍需品也ニ集積ニ際シテハ特ニ盜難 防止 防濕ニツキ

夜警ノキリノ期ス

一 夜警ニ赴ケザル天幕ノ被服 補修材料トシテノ活用 被服ノ
改造等ニ就テハ必ズ順序ヲ全テ認可申請ノ上實施ス

補償

一 土地建物ノ借上ニ於ケル契約ノ締結及代金ノ支拂ヲ八月末日
迄ニ完了シ部隊本部 全由上司ニ報告スルモノトス

築營

一 冬營設備ノ準備ニ遺憾ニキリ期ス
口 天幕ハ命數限リ使用シ被服 補修材料ニ精口シ之ガ
亂用ヲ戒ム

第九 衛生

衛生施設

一 自活等ノ為ニ「リキ」汚染地帯ニ宿營シアル兵員ハ速カニ環
境良キ地帯ニ移駐シ通勤ルルルノ處ニ
二 防疫軍紀ハ更ニ緊縮シ炊事場 及 廁ノ施設ハ就中 地帯

設) 先備ヲ重要トシ兵室ハ逐次半洞窟式ヲ避クルト共ニ
必ズ床上(土)ニ趣以上ヲ實施ス

醫務室ニ必ズ休養室ヲ設置シ收容人員ハ本部ニ名
大隊本部トシテ名ヲ基準トス

練成隊ハ益々施設ノ整備擴充ヲ圖ルト共ニ給與休養ノ適
正ヲ期シ發病防止ニ努ムルモノトス

ニ於勢令ニ示サレアル兵員ノ保育ニ關シテハ一層ノ努力ヲ要ス持ニ
「マリヤ」罹病後ノ体力減耗者退院患者等ハ練成隊ニ收容シ

漸進的訓練ニ努ムルヲ要ス
ニ於材料ハ速カニ各大隊毎ニ兵舎ニ集積ノ上各梱包ニ赤十字ヲ

明確ニ標示シ放逸防止防濕ニ注意スルモノトス
醫務隊内各品ノ使用ニ關シテハ別ニ指示ス

第十 獸醫 育産

→ 隊員ノ取扱

軍用犬ニ對シテハ各隊員ノ監視ニ力ヲ盡シテ生ヅル皮毛骨油ヲ徹底

ニ消毒シ直ニ津液シ糸殖見セザキモノニシ

テハ自前迄ニ手鎖ヲ執ルモノトス

隊員ノ對シテハ各隊員ノ監視ニ力ヲ盡シテ生ヅル皮毛骨油ヲ徹底

ニ消毒シ直ニ津液シ糸殖見セザキモノニシ

テハ自前迄ニ手鎖ヲ執ルモノトス

隊員ノ對シテハ各隊員ノ監視ニ力ヲ盡シテ生ヅル皮毛骨油ヲ徹底

ニ消毒シ直ニ津液シ糸殖見セザキモノニシ

テハ自前迄ニ手鎖ヲ執ルモノトス

隊員ノ對シテハ各隊員ノ監視ニ力ヲ盡シテ生ヅル皮毛骨油ヲ徹底

ニ消毒シ直ニ津液シ糸殖見セザキモノニシ

(終)

陸軍令第一六九號

陸軍第五六四七部隊命令

九月十日十四時
野 來 去

一 部隊は自治村及びアダン葉ニシテ防着帽ノ製作法ヲ普及セントス

一 自治村内小浦中村ハ昔賀屋村ニ位長ヲ指揮シ九月十六日九時ヨリ終日砂川

國民學校跡ニ於テ各隊ヨリ出ル專管員ニ對シアダン葉ニシテ防着帽ノ製作

法ヲ普及セントス

ニ各隊ハ練成隊ハ適任ノ下管(一)ハ自治村内下管及適任ノ兵(一)ヲ九月十六日九

時ヨリ國民學校跡ニ差出シ製作法ノ教育ヲ受テシメ之ヲ成ル可ク多クノ下出

管兵ニ普及セントス

教育用ノアダン葉ハ各自準備携行スルモノトス

部隊長 堀 大 佐

下管法 印刷文付

此布先 大浦中隊大佐 堀 大 佐

視作命第...七號

山砲兵第二十八聯隊命令

九月廿七日 野村 兵

一 聯隊ハ製塩用燃料ヲ確保シ作業ノ円滑ヲ圖ラントス
 二 各大隊段列ハ左ノ日次・宿營地附近洞窟ヨリ構木ヲ
 解体シ製塩場・搬送スベシ
 之ヲ搬送ノタメ自勤貨車一輛ヲ配當ス

九月十八日 第三大隊段列 (約一五〇ホニ車輛分)
 九月二十日 第二大隊段列 (同) (右)
 九月二十日 第一大隊段列 (同) (右)

三 兵器掛ハ右日次ニ各段列ニ自勤貨車一輛ヲ配當スベシ
 搬送ノ細部ニ関シハ相互協定スベシ

聯隊長 梶 大 佐

下達法 印刷交付
 配布先 工五五 食隊段列 兵器

一、別紙計畫より九月二十四日より二十一日まで自治会関係の實施
 二、自治会関係の實施
 三、自治会関係の實施
 四、自治会関係の實施
 五、自治会関係の實施
 六、自治会関係の實施
 七、自治会関係の實施
 八、自治会関係の實施
 九、自治会関係の實施
 十、自治会関係の實施
 十一、自治会関係の實施
 十二、自治会関係の實施
 十三、自治会関係の實施
 十四、自治会関係の實施
 十五、自治会関係の實施
 十六、自治会関係の實施
 十七、自治会関係の實施
 十八、自治会関係の實施
 十九、自治会関係の實施
 二十、自治会関係の實施
 二十一、自治会関係の實施
 二十二、自治会関係の實施
 二十三、自治会関係の實施
 二十四、自治会関係の實施
 二十五、自治会関係の實施
 二十六、自治会関係の實施
 二十七、自治会関係の實施
 二十八、自治会関係の實施
 二十九、自治会関係の實施
 三十、自治会関係の實施
 三十一、自治会関係の實施
 三十二、自治会関係の實施
 三十三、自治会関係の實施
 三十四、自治会関係の實施
 三十五、自治会関係の實施
 三十六、自治会関係の實施
 三十七、自治会関係の實施
 三十八、自治会関係の實施
 三十九、自治会関係の實施
 四十、自治会関係の實施
 四十一、自治会関係の實施
 四十二、自治会関係の實施
 四十三、自治会関係の實施
 四十四、自治会関係の實施
 四十五、自治会関係の實施
 四十六、自治会関係の實施
 四十七、自治会関係の實施
 四十八、自治会関係の實施
 四十九、自治会関係の實施
 五十、自治会関係の實施
 五十一、自治会関係の實施
 五十二、自治会関係の實施
 五十三、自治会関係の實施
 五十四、自治会関係の實施
 五十五、自治会関係の實施
 五十六、自治会関係の實施
 五十七、自治会関係の實施
 五十八、自治会関係の實施
 五十九、自治会関係の實施
 六十、自治会関係の實施
 六十一、自治会関係の實施
 六十二、自治会関係の實施
 六十三、自治会関係の實施
 六十四、自治会関係の實施
 六十五、自治会関係の實施
 六十六、自治会関係の實施
 六十七、自治会関係の實施
 六十八、自治会関係の實施
 六十九、自治会関係の實施
 七十、自治会関係の實施
 七十一、自治会関係の實施
 七十二、自治会関係の實施
 七十三、自治会関係の實施
 七十四、自治会関係の實施
 七十五、自治会関係の實施
 七十六、自治会関係の實施
 七十七、自治会関係の實施
 七十八、自治会関係の實施
 七十九、自治会関係の實施
 八十、自治会関係の實施
 八十一、自治会関係の實施
 八十二、自治会関係の實施
 八十三、自治会関係の實施
 八十四、自治会関係の實施
 八十五、自治会関係の實施
 八十六、自治会関係の實施
 八十七、自治会関係の實施
 八十八、自治会関係の實施
 八十九、自治会関係の實施
 九十、自治会関係の實施
 九十一、自治会関係の實施
 九十二、自治会関係の實施
 九十三、自治会関係の實施
 九十四、自治会関係の實施
 九十五、自治会関係の實施
 九十六、自治会関係の實施
 九十七、自治会関係の實施
 九十八、自治会関係の實施
 九十九、自治会関係の實施
 一百、自治会関係の實施

山砲兵第二十八聯隊命令

九月二十四日 陸

一、別紙計畫より九月二十四日より二十一日まで自治会関係の實施

聯隊長 梶 大佐

現地自治会関係(含内務連現)計畫

目的 幹事等、自治会関係の實施、教育能力の刷新向上を以て、内務各課等

主要調査事項

- 一、大中隊改組自治会関係の計畫指導、自治会組織管理の状況、給養改善向上の現況
- 二、幹事、自治会関係の實施、教育能力
- 三、内務関係の現況指示、主要事項、指導的、實行の留意事項、為、現況の改善方法

現況の可否

四、非連行爲、幹部、現況、維持向上、為、幹部、採、具体的、対策

検査日時 自九月二十四日 毎日 五時 五十七時

山砲兵第二十八聯隊司令部	九月二十日十四時	野原	岳
一 聯隊ハ現況ニ鑑ミ各隊軍需加テ整理シ農耕自活ヲ促進セントス			
二 各大隊ハ現在保有ノ軍需加テ一人先七畝ヲ自途トシテ隸下各隊銃不均ナル			
如ク保管換テ管轄スベシ			
三 各隊ハ別紙自活強調週周計畫ニ基キ鋭意農耕自活ヲ促進シ八月未迄			
二人先七畝ノ植付ヲ概不完了スベシ			
下達法 印刷交付			
配布先 大本中隊、大段			

機件令活第二九號

山砲兵第二十八聯隊司令部

九月二十日十四時

一 聯隊ハ現況ニ鑑ミ各隊軍需加テ整理シ農耕自活ヲ促進セントス

二 各大隊ハ現在保有ノ軍需加テ一人先七畝ヲ自途トシテ隸下各隊銃不均ナル

如ク保管換テ管轄スベシ

三 各隊ハ別紙自活強調週周計畫ニ基キ鋭意農耕自活ヲ促進シ八月未迄

二人先七畝ノ植付ヲ概不完了スベシ

聯隊改 梶 大佐

下達法 印刷交付
配布先 大本中隊、大段

第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十七	第十八	第十九	第二十	第二十一	第二十二	第二十三	第二十四	第二十五	第二十六	第二十七	第二十八	第二十九	第三十	第三十一	第三十二	第三十三	第三十四	第三十五	第三十六	第三十七	第三十八	第三十九	第四十	第四十一	第四十二	第四十三	第四十四	第四十五	第四十六	第四十七	第四十八	第四十九	第五十	第五十一	第五十二	第五十三	第五十四	第五十五	第五十六	第五十七	第五十八	第五十九	第六十	第六十一	第六十二	第六十三	第六十四	第六十五	第六十六	第六十七	第六十八	第六十九	第七十	第七十一	第七十二	第七十三	第七十四	第七十五	第七十六	第七十七	第七十八	第七十九	第八十	第八十一	第八十二	第八十三	第八十四	第八十五	第八十六	第八十七	第八十八	第八十九	第九十	第九十一	第九十二	第九十三	第九十四	第九十五	第九十六	第九十七	第九十八	第九十九	第一百
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----

表 田(機 火 砲 隊)

自活強調週計畫

自活強調週計畫

砲兵第一小隊

一日次 自九月二十一日至九月二十七日

一 隊改定下全カヲ以テスル終地ト甘藷ノ植付

二 幹部待二付候ノ連先實行

三 計畫的作業班ノ編成ト指揮ノ適確

四 準備作業ノ或ハ増産的自活作業ニ徹ス

五 体力ニ應スル作業ノ配當

六 一般ニ雜務ヲ中止シ勤勞者ノ削減ヲ圖リ作業人員ノ可及的增加ヲ期ス

Vertical grid table with handwritten entries, likely a ledger or record book. The grid contains approximately 10 columns and 15 rows of data.

14 (M K K)

Vertical grid table with handwritten entries, similar to the right page. It features columns with vertical text and numerical data. A prominent vertical title is visible on the left side of the table.

Vertical title text: 皇軍航空隊... (Imperial Japanese Army Air Force...)

Vertical text in the upper section: 航空隊本部 (Air Force Headquarters), 航空隊本部 (Air Force Headquarters), 航空隊本部 (Air Force Headquarters).

Vertical text in the lower section: 航空隊本部 (Air Force Headquarters), 航空隊本部 (Air Force Headquarters), 航空隊本部 (Air Force Headquarters).

農 又 育 周 大 隊 延 七 八 時 中 勤 農 地 スル セ ト ス

備	育 教 地 素	後 選 節	進 育 心 丸 体	育 教 化 強 勢 態 活	
	及 下 級 幹 部 又 兵 教 育	教 准 育 育 教	規 行 集 保 體 体 探 要 探 練	衛 給 家 農 生 養 育 耕	
	大 隊	砲 兵 隊	大 中 隊 中 隊	(軍 醫) 中 隊 適 宜	中 隊 適 宜
	每 週 一 回 (一 日 六 時 分)	毎 週 二 回 (月 六 時 分 火 金 一 日 六 時 分 土 日 六 時 分)	毎 日	(急 務 隊 除 外) 一 日 一 回 六 時 分 二 日 一 回 六 時 分 三 日 一 回 六 時 分 四 日 一 回 六 時 分 五 日 一 回 六 時 分 六 日 一 回 六 時 分 七 日 一 回 六 時 分 八 日 一 回 六 時 分 九 日 一 回 六 時 分 十 日 一 回 六 時 分	一 週 一 回 一 日 六 時 分 二 日 六 時 分 三 日 六 時 分 四 日 六 時 分 五 日 六 時 分 六 日 六 時 分 七 日 六 時 分 八 日 六 時 分 九 日 六 時 分 十 日 六 時 分
	隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分	隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分	隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分	隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分	隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分

査 問

各 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分
 二 地 隊 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分

將 持 特 別 教 育 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分
 二 今 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分
 又 子 今 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分 隊 員 外 資 大 隊 三 日 分 隊 七 時 分

Table with multiple columns and rows, containing handwritten entries. The rightmost column contains the word '連任' (reappointment) written vertically. The second column from the right contains the names '橋本' (Hishimoto) and '大佐' (Major), also written vertically. The table appears to be a personnel or administrative record.

橋本命令第三〇號

山砲兵第三十八聯隊命令

九月二十九日午後

一 聯隊の製造自若ノ戻進ノ作業ノ円滑ヲ圖ラントス
二 各隊ノ左ノ日次下管ヲ及トシ反利近ノ陣地ノ構木ヲ解体シ製造工場ニ搬送スベシ

之ヲ自動貨車二輛ヲ配當ス細部ノ屬シハ相互協定スベシ
九月二十九日 第三中隊 砂川木隊陣地構木全部
十月一日 第一中隊 花切一本松陣地構木全部
三 夫春掛ハ之ヲ搬送シテ自動貨車二輛ヲ配當スベシ

聯隊長 梶 大佐

下連法 口達筆記

有

十月一日	第一中隊	花切特選陣地及宮園	(自動車之輛分大小約百五十本)
十月二日	第二中隊	南口陣地	(同)
十月三日	第三中隊	與那奈東北台陣地	(同)
十月四日	第四中隊	比嘉陣地	(同)
十月五日	第五中隊	花切陣地	(同)
十月六日	第六中隊	與那奈陣地	(同)
十月七日	第七中隊	野原岳	(同)
十月八日	第八中隊		(同)

山砲兵第二十八聯隊命令

十月一日 午後

各隊ハ夕日次下士官ヲ夜トシ陣地ノ構木ヲ解体シ夜利製塹場(宿營地也)搬送スベシ

十月一日 第四中隊 花切特選陣地及宮園 (自動車之輛分大小約百五十本)
 十月二日 第六中隊 南口陣地 (同)
 十月三日 第七中隊 與那奈東北台陣地 (同)
 十月四日 第八中隊 比嘉陣地 (同)
 十月五日 第九中隊 花切陣地 (同)
 十月七日 第一中隊 與那奈陣地 (同)
 十月八日 野原岳 (同)

下達法 印刷交付
 配布先 各大中隊 兵隊外

聯隊長 梶 大佐

製造(生産)													
種別	数量												

作命令書三號

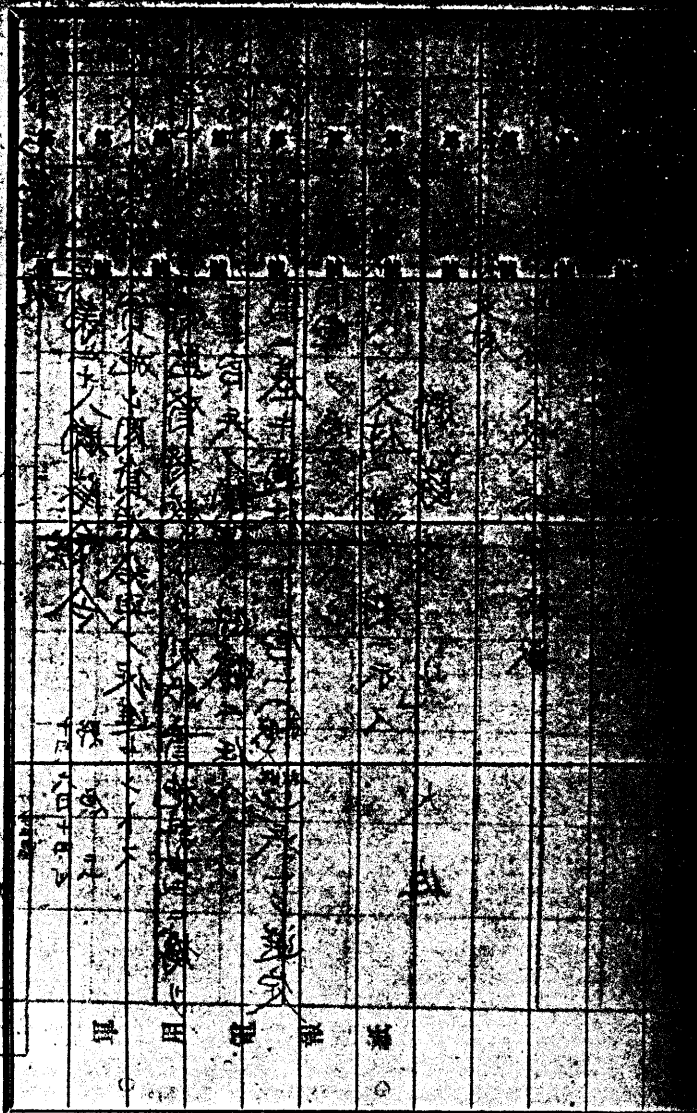
山砲兵第二十八聯隊命令

十月二十日 陸
野 兼 去

一 聯隊本部自若願ハル部署ノ變更シ其業務ヲ促進セントス
 二 第二中隊ハ成ル寸ノ速ニ在射一及兵若干ヲ伊良部ニ増派シ糧料自活ヲ促進ス
 三 各大隊成寸ノ速ニ渡揚班要員ヲ若干増加シ其業務ヲ倍加ス但シ收穫量ノ弱
 ハ明年一月以降ハ完全自活ノ爲メ格納保存ノ處置ヲ講アルモノトス
 四 適宜馬糞糞ヲ編成シ林下各隊ハ糞地作業ヲ促進シ十月中旬ヲ目標トシテ甘藷植付ヲ完
 シルモノトス
 五 各大隊教刻ハ明日八時ニ分蓋ヲシ製造要員下ニテ適任ノ兵ヲ富永隊自活工場ニ出
 シ現作業員ト交代セシムル
 六 聯隊製塩班ハ燃料ノ確保ト相俟テ業務ヲ促進シ増收ノ處置ヲ講ス
 七 製品ノ大部ハ直ニ自活ノ爲メ各隊ニ交付スルモノトシテ明年一月以降ハ完全自活ノ爲メ格
 納スルモノトス
 八 聯隊兵士工場ノ農具製作ヲ促進シ製品ノ逐次各隊ニ交付ス

聯隊長 梶 大佐

下達法ハ要旨達後印刷ス作
 配而先 大本 中隊 大隊 兵士 區 隊



鷹狩負施計画

山砲兵第三十八聯隊

方針 鷹大津翔殺ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

期	關	指定區域	監督將校	捕殺要員	檢	要
百十月八日 至十月十二日	川橋	吳那嶺	山澤中尉	二〇名	檢	要

注意

一、鷹狩は十月十日午後三時開始、十一月五日午後三時迄行ハス

二、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ニ限リテ行ハス

三、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

四、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

五、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

六、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

七、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

八、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

九、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

十、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

十一、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

十二、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

十三、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

十四、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

十五、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

十六、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

十七、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

十八、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

十九、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

二十、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

二十一日、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

二十二日、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

二十三日、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

二十四日、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

二十五日、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

二十六日、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

二十七日、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

二十八日、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

二十九日、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

三十日、鷹狩は山砲兵第三十八聯隊隊員ノ好者ヲ捕テ之ヲ捕獲シテ隊食肉給與ス

第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	第10	第11	第12	第13	第14	第15	第16	第17	第18	第19	第20	第21	第22	第23	第24	第25	第26	第27	第28	第29	第30	第31	第32	第33	第34	第35	第36	第37	第38	第39	第40	第41	第42	第43	第44	第45	第46	第47	第48	第49	第50	第51	第52	第53	第54	第55	第56	第57	第58	第59	第60	第61	第62	第63	第64	第65	第66	第67	第68	第69	第70	第71	第72	第73	第74	第75	第76	第77	第78	第79	第80	第81	第82	第83	第84	第85	第86	第87	第88	第89	第90	第91	第92	第93	第94	第95	第96	第97	第98	第99	第100
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

山砲兵第二十八聯隊命令

十月十七日十四時

各隊現下自活並務成果ニ部ノ事務ノ是正完全自活態勢ヲ強化セトス
 各隊明年一月乃至三月ニ於ケル未食タル甘藷ノ牧獲計畫ヲ檢對シ其ノ缺ヲ大根ヲ以テ補
 ンルヲ十月下旬以降ノ甘藷ノ植付ニ部修兵六ト共ニ既ニ植付アル甘藷畑ノ肥培管理ヲ進
 切ニ極力多收獲ヲ努ムベシ

ニ各隊ハ現存有スル大根ノ種子ヲ聯隊自活掛法ニ送附スベシ

自活掛ハ之ヲ各隊ニ等分ニ交付スベシ

四各隊ノ既ニ計畫實施中ナル大根野菜並ニ獸肉資源ニ就テハ益々之ヲ擴充強化シ明年一月
 以降自活並務障礙ナカラシムベシ

五並原准尉十月十九日十時ヨリ聯隊本部ニ於テ各隊長各隊甲自活掛(中隊)隊長將校

含テ對シ大根栽培管理ニ關シ現地教育ヲ行フベシ

同時右專員員本部ニ集合スベシ

聯隊長 梶 大佐

下達法 要旨口達後印刷
 配布九 大本中隊大隊隊務隊

Table with multiple columns and rows, used for recording information. Includes a header box in the top left corner.

鹿(鹿) 野(野) 猪(猪)

姓 名 職 務 所 屬 交

紙 報 電 用 專

枪作命令第六号

山砲夫第三十八聯隊命令

十月二十四日 出

一 聯隊へ逐次養豚山羊ノ肉資源給養ニ充當セントス

豚 三頭 五頭

二 各大隊ハ十一月左ノ如ク養豚山羊ノ肉資源トシテ利用スベシ

大隊ノ給養計畫ニ基キ屠獸計畫ヲ立案シ十一月末迄ニ聯隊駐營後室ニ汇报スルセントス

各各大隊ノ屠獸数量ハ月列トシ命令活ラ以テ指示ス

下達法 印刷交付 配布 大隊中隊、大隊、経獸区

聯隊長 梶 大 佐

軍用電報

隊員		中隊		連隊		旅		師		軍	
職名	姓名	職名	姓名	職名	姓名	職名	姓名	職名	姓名	職名	姓名

砲隊命令

山砲隊第二十八聯隊命令

十月二十四日 野 砲

一 聯隊司令部後夜服及教育之普及ニ必要ナル準備ノ促進セントス
 二 小野正計米村左記ノ據リ空軍後ヨリ胸衣製作法ノ普及スベシ
 左記

八日 時 十月二十二日 自〇九〇〇至一〇〇〇
 九日 場所 花岡將校集會所

- 一 專習員 各隊被服係將校又(下士官)一、縫正兵一、
 - 二 携行品 筆記具、針、糸、成ル可ク甲種油(空軍後)ニ
 - 三 各隊ノ普及教育終了後速ニ製作者ノ資材ニ必要ナル準備ニ遺憾ナクシムベシ
- 各隊製作教ノ先ヅ必要額ノ目標トシ逐次下士官及下如ク増加スルモノトシ毎旬製作シテ了教並ニ空軍後使用教ヲ製句二日迄ノ報告スルモノトス
 製造品ハ逐次必要保護兵ヨリ交付使用セシムルコトヲ得

聯隊長 梶 大佐

下達法 印刷シテ
 配布七 大本・中隊・大隊

